

地域包括支援センター運営法人公募にかかる法人の条件について

国① 《介護保険法・施行規則》	国② 《厚生労働省通知》	大阪市 《募集要項》
◆老人介護支援センターの設置者	◆老人介護支援センターの設置者	◆老人介護支援センターの設置者
◆医療法人	◆医療法人	◆医療法人
◆社会福祉法人	◆社会福祉法人	◆社会福祉法人
◆包括的支援事業を実施することを目的とする一般社団法人・一般財団法人	◆包括的支援事業を実施することを目的として設置された公益法人	◆一般社団法人・一般財団法人
◆特定非営利活動法人	◆特定非営利活動法人	◆特定非営利活動法人
◆市町村が適当と認めるもの	◆市町村が適当と認めるもの	

※国① 介護保険法第115条の47 介護保険法施行規則第140条の67

国② 地域包括支援センターの設置運営について（平成18年10月18日 厚生労働省老健局計画課長 振興課長 老人保健課長 通知）

大阪市 地域包括支援センター運営法人及び認知症強化型地域包括支援センター運営法人 募集要項（平成29年7月）

※一部事務組合、広域連合を組織する市町村は除く

【法人ベン図】

一般社団法人・一般財団法人

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）

非営利型法人

法人税法（昭和四十年法律第三十四号）

非営利性が 徹底された法人

法人税法施行令（昭和四十年
政令第九十七号）

共益的活動を 目的とする法人

法人税法施行令（昭和四十年
政令第九十七号）

公益社団法人・公益財団法人

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年
法律第四十九号）

医療法人

医療法（昭和二十三年法
律第二百五号）

老人介護支援 センターの設置者 （設置できる者）

老人福祉法（昭和三十八年
法律第三百三十三号）

社会福祉法人

社会福祉法（昭和二十六年
法律第四十五号）

特定非営利 活動法人

特定非営利活動促進法
（平成十年法律第七号）